

7. 公害苦情の状況

当市の公害苦情は、大気汚染や典型7公害以外のその他の苦情が多くなっています。平成17年から平成21年までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。このうち、件数の多い大気汚染の苦情としては野焼きに関するもの、その他の苦情としては、不法投棄に関するものが大部分を占めています。

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
17	58	17	8	0	4	0	0	4	25
18	108	32	9	0	3	0	0	10	54
19	118	49	8	0	5	0	0	0	56
20	149	41	7	0	0	1	0	13	87
21	142	34	12	1	5	0	0	6	84

平成20年度の公害苦情件数の内訳を見てみると、その他に分類される苦情が全件件数の約58%を占めています。その他の中では、約90%を不法投棄が占めています。

また、大気汚染は全件件数の約28%を占め、大気汚染の中で野焼きに関する苦情が約95%を占めています。

平成20年度は過去5年間において、公害苦情件数が最も多い年になりました。特に、その他の苦情が増加しており、不法投棄が増加したことが原因と考えられます。

平成21年度の公害苦情件数の内訳を見てみると、その他に分類される苦情が全件件数の約61%を占めています。その他の中では、約94%を不法投棄が占めています。

また、大気汚染は全体の約23%を占め、大気汚染の中でも野焼きに関する苦情が約97%を占めています。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を棄てると土壌や水質等環境を汚染する可能性もあります。みだりに廃棄物を棄てるのはやめましょう。